**合輪塾　会則**

合輪塾に入会後には、会の規則を守り指導者の指示に従い稽古に励みます。会員は、円悠会のどの支部にも参加出来、原則としてスポーツ保険に加入します。また入会後の入会金等の返金は出来ませんのでご容赦ください。

**1.　休会、退会等の手続き**

休会、退会の届出は、所定書式に必要事項をご記入のうえ、合輪塾代表にご提出ください。なお、届出書が期日までに提出されない場合には、翌月の受付となってしまいますのでご注意ください。メールでも受付けますが、後日届出書を提出してください。

**（1）＜休会届＞**

①病気等の事由で、1ヶ月単位で休会される場合は、届出書に必要事項をご記入のうえ合輪塾代表までご提出ください。

　（届出書はホームページからダウンロードできます。）

②連絡・提出期限は、休会を希望される月の前月１５日までです。

③届出書類の不備により手続きが遅れた場合には、ご希望月での休会は認められません。

　その場合は、休会希望月の返金も認められませんので充分ご注意ください。

④休会による返金は、休会中の月会費が対象となります。

**（2）＜退会届＞**

①退会をされる場合は届出書に必要事項をご記入のうえ合輪塾代表までご提出ください。（届出書はホームページからダウンロードできます。）

②提出期限は、退会を希望される月の前月15日までです。

③届出書類の不備により手続きが遅れた場合は、ご希望月での退会は認められません。その場合は、退会希望月の返金も認められませんので充分ご注意ください。

④退会による返金は、既に入金済みの金額のうち、翌月以降の月会費が対象となります。

**その他**

①返金は現金で返金します。

②住所・電話番号が変更になった場合には、合輪塾代表まで速やかに届け出てください。